

## 第7回滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 平成 29 年 2 月 14 日（火） 14 時～17 時
2. 場 所 愛荘町立 福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター
3. 出席者 知事、16 市町長（欠席：米原市長、甲良町長、多賀町長）
4. 概 要

### （1）国民健康保険の制度改革について

#### 【知事提案概要】

- 国民健康保険の制度改革については、平成 30 年度からの移行に向けて検討中であり、県では①市町の立場や取組の違いを乗り越える②市町相互の支え合いを深める③公平な分担の在り方を考えるという 3 つの視点を踏まえた検討を行っている。
- “持続可能な国民健康保険の運営”を基本理念としており、これを実現するためには、保険料負担と給付サービスの統一、保健事業の推進と医療費の適正化、国保財政の健全化が必要である。
- 同じ世帯構成、世帯収入であれば、同じ保険料、給付サービスを受けられることが重要だと考えるが、平成 30 年度から 35 年度の第 1 段階、平成 36 年度からの第 2 段階に分けて進めていく必要がある。
- これらの県の基本的な考え方について、ご意見を伺いたい。

#### 【市町長発言概要】

- 滋賀県市長会では 2 月 9 日に社会文教部会を開催し、国民健康保険の制度改革について意見交換を行った。
- 財政の安定化の意味合いからは、保険料と給付サービスの将来的な統一を運営方針に書き込むことは大きな一歩であり、支え合いの制度の持続可能性の観点から一定の評価をすることができる。
- その一方で、医療費適正化や保健事業については、保険料の統一により市町にインセンティブが働かなくなり、部会では県が一元的に担うべきではないかという指摘があり、県は保険料と給付サービスの統一に関する明確なビジョンを示す必要があるのではないか。
- 将来的に保険料と給付サービスを統一するのであれば、診療所や病院配置など保健医療計画（地域医療構想）への医療提供体制の見直しへの反映や、保健所等や保健医療圏などの県の保健医療行政の提供体制の見直しも必要ではないか。
- また、特別調整交付金を保険料の激変緩和だけでなく医療水準の向上にも使ってはどうかという指摘や、前期高齢者が多い市町は交付金が平成 31 年度までであるので激変緩和として基金化するなどの対応が必要ではないのかという意見が部会では出た。
- 県が財政運営の責任主体となるが、制度上では国からの基金などがあり県は懐が痛まない。その一方で、市町は保険者として責任がある。将来的に一元化するのはよいが、県は自分の腹を痛める覚悟があるのか。
- 保健事業を含めて統一を行うのか。保健事業を市町がするならインセンティブがなく、モラルハザードになりかねない。

- また、県の医療保険課は小さな組織なので、県民生活に関わることであり、全庁的な体制を整えてほしい。
- 来年の3月議会では県、市町が条例を上程し、4月から施行しなければならないのでしっかりと進めてほしい。
- 各市町の個別事情が、今回の国保改革の中でどう生きてくるのか。激変緩和措置もあるが、安い人には安くして、高い人には高くなるというようなことにならないようにしてほしい。
- 行政として、県としてどういう手立てができるか。また、統一するならば、目標を決めていつまでにやるかを定めることが必要である。
- 県と市町の役割分担、責任分担が不明確で、保健事業、健康施策の役割分担を明らかにすべきである。また、事務が煩雑になるのではないか。
- 事務の合理化、職員の事務量軽減につながる視点をお願いしたい。
- 市町の権限を県に事務委託すれば公平ではないか。または、保健事業を県が事業主体となり、市町に委託してはどうか。
- 保険者を滋賀県にするとか広域連合などにすべきだったが、国の改革が中途半端で公平感と事務の煩雑の点で課題が多い。課題に対してどう解決するかなどを整理してほしい。
- 市町相互の支え合いとあるが、具体的にどういうものを想定するのか。法定外繰入はやめるとするというのが、何で支え合うのか。
- 市町のインセンティブの確保とあるが、県のインセンティブはどこで確保できるのか。また、県の財政運営の役割がどこまであるのか。
- 保険料額を落としたいという目的で市町は保健事業をやっているが、県がやる場合は、全県民を視野に入れる必要がある。
- 現時点の、各市町間の保険料の差は何から発生していると県は認識しているか。何が解消できて、解消できないか整理が必要。均一化は反対ではないが、覚悟で均一化ができるか。誤解を生むので慎重にしていきたい。
- 各市町の実情があり、この時期には、もう少し具体的な方向性を示していただかないといけない。市町では子どもの医療費の無料化に取り組んでいるところもある。国保税はペナルティを課されているが、県全体で医療費制度をどうしていくのか。県全体の医療費の方向を出してもらわないと損得勘定になる。

#### **【知事発言概要】**

- 県として覚悟はしている。ただし、国保以外の方々への説明も必要である。
- 統一はどこかで言わなければ進まないし、県としては、同じ世帯構成、同じ収入ならば保険料負担と給付されるサービスを同じにしたい。
- 保健事業がモラルハザードにならないようすることは大切。激変緩和措置の内容と影響についても見ていく。平成30年度から混乱のないようにしっかりとやっていきたい。
- 事務の県への委託、一元化という方向性を持っているわけでない。法律で整理された役割分担があり、事務委託を受けるとどう効率化できるのか、できないのか、整理がついていない。
- 市町の健康施策と県の健康施策との連携、整理は必要である。人が減らせるかは分からないが、合理的で効率的な体制にしたい。

- 各市町の保険料の差の要因は一元には言えず、それぞれの社会状況や地域状況など様々な要因があると思う。
- あと1年しかない中でここまで示した。大きな方向性で統一を目指していくと、方向性が確認できれば示していきたい。子どもの医療費は県で就学前までは揃えに行った。揃える部分とその上に乗せる部分をどうするか、今後議論すべきところ。

#### 【県執行部発言概要】

- 市町の支え合いとは、これまでは市町の被保険者が支え合っていたが、今度は市町の被保険者、県全体の被保険者相互で支え合うということである。

### (2) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会にかかる補助、支援について

#### 【栗東市提案概要】

- 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向け、県内市町における競技種目に応じた施設整備を進めるために、施設整備に係る補助制度（国体施設整備補助金）が一定示されているが、市町の財政負担の軽減のためにも補助金額の増額および補助メニューの追加などを再検討される必要があると考えており、今後のスケジュールと併せて県の考え方を伺いたい。
- また、次世代の選手やアスリートを育成していく必要もあるが、その経費に係る補助制度や支援を国の補助メニュー等に追加してもらおうよう、国へ働きかけていただく必要があると考えるが、県の考え方を伺いたい。

#### 【市町長発言概要】

- 限度額1億円で2分の1補助だが、滋賀県としてどのくらいのレベルを考えているのか。県の負担の考え方はどうなのか。1億円が限度だからと言われても、市町ではここまでとは手を抜けない。また社会資本整備交付金を活用した整備を考えたとき、県と一緒に動くことでアクションがプラスに働く面もあるのではないか。
- 県補助制度は、中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち必要最小限の整備が対象だが、直前では市民にメリットがないので早めに改修したほうがよい。
- ビッグレイク観客席の仮設を考えているが、特殊競技施設として扱うのではでないのか。
- 補助は多いに越したことはないが、市民の施設であり一定の限度があることは理解する。ただし、県が湯水のように金を使って高額施設を作っているから問題にしている。総事業費等の全体像を早く出してもらいたい。
- プールについては、なぜ県営プールを潰して市町のプールに補助をしようとするのか。
- 県立プールがなくなる中、市が単独でその規模の施設を作っても維持は困難であり、県民全体の利用もあることから、県も事業主体となってほしいと申し上げた。
- アスリート育成については、企業からの支援要請もある。民間への支援はないのか。
- 彦根の主会場の地盤は大丈夫なのか。日本陸連は、1000分の1傾いても公式記録として残せないと言っている。
- トラックは特殊工法というが、巨大な面を均一に保てるのか。恒常的に均一を保つためにはコストがかかる。

○一方で希望が丘の陸上競技場は、県がお金がないとして4種の認定を外した。滋賀県のスポーツ振興のポリシーはどうなっているのか。

#### 【知事発言概要】

- 競技施設整備費補助金は、先催県と同様の支援を、来年度の当初予算案に盛り込んだ。県内に基準を満たす競技会場がなく、国体に合わせて仮設等で整備する施設は特殊競技施設としている。国体競技の実施のために必要な施設の修繕や拡張を支援するためのもので、限度額や補助対象についてはご理解いただきたい。
- 当面のスケジュールは、3月に担当者連絡会をしたい。補助要綱は4月に制定し、会場地の第3次内定は、6月から7月頃に予定している開催準備委員会常任委員会で行う。
- 県としても、次世代の選手やアスリート育成に向けた方法を市町と一緒に考えて、必要な支援については国へ働き掛けていきたい。この時だからできるアクションを大事にしたい。
- 中央競技団体正規視察は、平成30年度を予定している。
- 県立施設の整備費用については、湯水のように使っているわけではないが、そのような印象を与えないよう、節約すべきは節約していきたい。
- プールについては、昨年、整備・運営経費を県が負担し、プールを整備する市町を支援するという県の考え方を示して市町の意向を伺ったところ。大津市から意向ありとの回答を得たが、条件が整合しないので、再度条件を整理し、市町に伺うこととした。
- 主会場については、第1種陸上競技場とするための条件をクリアすべく取り組んでいる。
- アスリート育成については、競技力向上対策本部を設置し、基本計画に則り準備期、充実期、躍進期に分けて進めている。また、スポーツ振興くじ助成金（toto）を一部活用して競技用具の整備等を進めている。
- 人件費等企業の経費を県や市町が負担することは難しいが、遠征費の支援などのスキームは作り始めている。

#### 【県執行部発言概要】

- 観客席の仮設等については、先催県に倣いソフト面の補助として別に制度を考えていきたい。
- 主会場の全体経費については、200億円程度。内訳は第1種陸上会場が106億円、それ以外が94億円程度で整理している。
- 希望が丘の陸上競技場については公認の更新をしていない状態にある。ただし、現在公園全体の将来構想を考えており、そういった課題も含めて検討していきたい。

### （3）賑わい創出に向けた琵琶湖岸のさらなる活用について

（「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」制度の活用の推進について）

#### 【大津市提案概要】

- 琵琶湖岸の賑わい創出のため、民間活力を導入した飲食施設やオープンカフェおよびイベント施設等の設置は急務の課題であるものの、琵琶湖岸は一級河川琵琶湖であることから、その設置には河川法に基づく規制により困難な状況である。
- 一方、河川法は平成23年に河川敷地占用許可準則が改正され、「都市及び地域の再生等の

ために利用する施設に係る占用の特例」の制度が追加され、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用が可能となり、いくつかの都市において制度を活用され、賑わいの創出につながっている事例がある。

○については、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」の制度の活用が適用出来るよう、議論を行いたい。

#### 【市町長発言概要】

○河川法に基づく占用許可基準案を示してもらいたい。しかしながら、県の方で、都市公園の許可が1年ぐらいかかるし、水資源機構とも調整しなければならない。迅速に進めてもらうと同時に、都市公園や水資源機構と一体的にワンストップで進められる枠組みをお願いしたい。

○占用施設として、グランピングはいいのか。ホテルをつくってもよいのかという声もあるがどうか。

○技術的基準は県の基準なのか国の基準なのか。県の基準ならば、一律でだめでなく個別具体的に安全性を考慮してほしい。

○個別の区域とは、「まちづくりと一体となった区域」とのことだが、それなら何でもできるのではないか。

○水資源機構が管理している湖岸があり、地元の関係者が桜の木を植えたいという声があるが、それができない。

○河積を侵してはならないということを厳格に守ると、木一本植えてはならないことになる。ホテルは極端な例だが、例えば柱を立てて上に作れば、琵琶湖は大きいからよいのではないか。

○大津市では来年度協議会を立ち上げたいので、県も一緒になって進めてほしい。

○親水性も大事だが、自然も大事で、風景条例もあり、県は両方でバランスを取ってほしい。

○琵琶湖を使って、ウェイクボードの世界大会をやろうとしたが、条例で航行禁止であるのでできなかった。期間限定で使えるようにしてもらえれば滋賀県の宣伝にもなるのではないか。

#### 【知事発言概要】

○琵琶湖敷地においても、河川敷地の占用許可を受けることができる占用主体および設置することができる占用施設の範囲を一部拡大する占用許可基準の改正を検討している。時期については、できる限り早く制度を整え、適用したいと考えている。

○治水上、利水上の基準にはいろいろあり、何をどう建てるかでいろいろある。これまでと同様に両面で判断していかなければならない。

○まずは明示した基準で対応し、広げていきたい。迅速にということだが、合意形成に時間が必要。

○琵琶湖を守ると同時に活かすことが重要な課題である。ウェイクボードの世界大会の件は、どういった対応ができるか検討したい。

#### 【県執行部発言概要】

○河川や琵琶湖は技術的基準があり、洪水や波があり従来からの基準を守っていただくことは変わらない。一方で、特に民間による利用として、従前はマリナー程度だったが、この

制度の活用により商業的利用の概念が大きく広がった。しかし、技術的基準は変わっていないので建物は難しい。ただし、個々の立地状況は様々であり、個別にまちづくりと一体となって利活用が図れないか検討していければと思う。

- 基準は全国基準を踏襲している。川や湖の水は個々の河川や湖によって変わるが、基本ベースは全国で変わらない。
- 桜の件は、湖岸堤沿いに琵琶湖側 5 m の区域については外してほしいということ。流下能力ではなく堤防の管理上必要な幅として理解願いたい。
- 高床式の建築物については、国の準則においても川床を想定したもので、占用が可能な施設の概念が広がったものと考えている。